

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は昭和 30 年をピークに減少を続け、現在の人口はピーク時より 1 万人以上少ない 3 万 2 千人弱となっており、ここしばらくは自然動態、社会動態ともに減少で推移している。特に社会動態は 15 歳～19 歳から 20 歳～24 歳にかけて減少が顕著で、高校卒業後に進学や就業で本市を離れる人が多いものと推察される。

人口構造で見ると昭和 40 年から令和 2 年にかけて生産年齢人口（15 歳～64 歳）の構成割合は 10%弱の減少、若年人口（～14 歳）割合も 20%弱減少した一方、高齢者人口（65 歳～）割合は 30%弱の増加となっており、今後の労働力確保に不安がある状態である。

本市の事業所数はここ 10 年で 350 以上減少している。産業構造としては卸・小売業が 26%弱で最も多い業種であり、これに建設業が 13%、宿泊・飲食業が 12%と続く。

従業者規模で見ると 63%が従業員 1～4 人という小規模事業者で、従業員 20 人未満の事業所で全体の 91%を占め、本市の事業者のほとんどが、中小企業、小規模事業者となっている。

他方、事業所数では 7%を占めるに過ぎない製造業が、従業員数では 30%強、売上では 57%強を占め、本市産業中で最も大きなウェイトを占めている。

これらは進出企業が本市の雇用や売上に大きな影響を与えていることを示す一方、多数を占める地元の中小企業、小規模事業者は少子高齢化等による人手不足、後継者不足等の課題に直面している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の卸・小売業や建設業等の事業者の事業活動の活性化をはかり、更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 1 0 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、建設業、卸・小売業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性

向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、再生可能エネルギー発電設備については、周辺地域における災害の防止及び重要な観光資源である景観や環境への調和など、配慮が特に必要であることを踏まえて、本計画の対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市の中心部から山間部へと広域に立地している。これらの地域で、中小企業者の幅広い取り組みを促し、生産性向上を実現するため、本計画で対象とする区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、建設業、卸・小売業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

ア 人員削減が目的と認められる先端設備等導入計画は認定の対象としないものとする。

イ 先端設備等の導入に伴う人員増について、労働生産性の算定に不利にならないよう配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済発展への配慮

公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画は認定の対象としないものとする。